

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年12月町田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
略	略		略	略	
1 1 市長	略		1 1 市長	略	
1 2 市長	<u>認可外保育施設その他これに準ずる施設に在籍する乳幼児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって市規則で定めるもの</u>				
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略	略	略	略	略	略
2 市長	町田市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	略	2 市長	町田市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	略
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって市規則で定めるもの  <u>法第9条第3項に規定する戸籍関係情報（以下「戸籍関係情報」という。）</u> であって市規則で			

		<p><u>定めるもの</u></p> <p><u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに掲げる事項（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって市規則で定めるもの</u></p>			
3 市長	町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>略</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p><u>健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80</u></p>	3 市長	町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>略</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</p>

		<p>号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって市規則で定めるもの</p> <p>戸籍関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって市規則で定めるもの</p>			
4 市長	町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>略</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報(高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報を除く。5の項及び9の項において同じ。)であって市規則で定めるもの</p> <p>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって市規則で定めるもの</p>	4 市長	町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>略</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</p>
5 市長	町田市義務教育就学児の医	<p>略</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定</p>	5 市長	町田市義務教育就学児の医	<p>略</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定</p>

	療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>めるもの</p> <p><u>医療保険給付関係情報であって市規則で定めるもの</u></p> <p><u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって市規則で定めるもの</u></p>		療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	めるもの
略	略	略	略	略	略
9 市長	町田市高校生等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>略</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p><u>医療保険給付関係情報であって市規則で定めるもの</u></p> <p><u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって市規則で定めるもの</u></p>	9 市長	町田市高校生等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>略</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</p>
10 市長	認可外保育施設その他これに準ずる施設に在籍する乳幼児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって市規則で定めるもの	<p><u>生活保護関係情報であって市規則で定めるもの</u></p> <p><u>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</u></p> <p><u>公的給付支給等口座登録簿関係情報であって市規則で定めるもの</u></p>			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の2の項及び3の項の改正規定(いずれも戸籍関係情報に係る部分に限る。)は、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。